

第39回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成22年12月10日(金曜日)

出席議員 (16名)	1番	石 堂 基		
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (2名)	2番	新 田 俊 一	6番	松 尾 文 雄
遅刻議員 (1名)	14番	山 田 弘 治		
		9 時 53 分 入 場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総務課長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税務課長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会計課長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教育課長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1名)	上月支所長	木 村 佳 都 男		
		10時50分早退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1．議案第102号 平成22年度佐用町一般会計補正予算案(第3号)の提出について
日程第2．議案第103号 平成22年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)の提出について
日程第3．議案第104号 平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)の提出について
日程第4．議案第105号 平成22年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第2号)の提出について
日程第5．議案第106号 平成22年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第2号)の提出について
日程第6．議案第107号 平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第3号)の提出について
日程第7．議案第108号 平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)の提出について
日程第8．議案第109号 平成22年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第3号)の提出について
日程第9．議案第110号 平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第1号)の提出について
日程第10．議案第111号 平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第1号)の提出について
日程第11．議案第112号 平成22年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第1号)の提出について
日程第12．議案第113号 平成22年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案(第1号)の提出について
日程第13．議案第114号 平成22年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第1号)の提出について
日程第14．議案第115号 平成22年度佐用町水道事業会計補正予算案(第1号)の提出について
-

午前09時30分 開議

議長(矢内作夫君) それでは、おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本会議2日目ということで、今日は、12月6日開会日に提案をされました議案第102号、平成22年度佐用町一般会計補正予算案(第3号)から議案第103号、平成22年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)ないし議案第115号、平成22年度佐用町水道事業会計補正予算案(第1号)まで、14議案についての審査をお願いいたします。

慎重審議をいただきまして、適切妥当な結論をいただきますようお願いいたします。

なお、本日、新田俊一君から検査入院のため、また、松尾文雄君から病氣入院治療のためということで、欠席届が出ております。

また、木村上月支所長から研修会出席のためということで早退届が提出されております。受理しておりますので報告しておきます。

それと、山田議員から、ちょっと遅れるということで、連絡をいただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは直ちに日程に入りますが、日程第1から日程第14につきましては、12月6日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。よろしく願いをいたします。

日程第1 議案第102号 平成22年度佐用町一般会計補正予算案(第3号)の提出について

議長(矢内作夫君) まず日程第1、議案第102号、平成22年度佐用町一般会計補正予算案(第3号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、鍋島君。

16番(鍋島裕文君) まず歳入の関係から伺います。

3ページの債務負担行為の補正であります。当初予算で、災害対策融資利子補給の翌年度以降の支出予定額ということで、23年から24年度で1,040万と。で、今回、期間延長、限度額増額なんですけども、まず、この補正内容について伺います。説明をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(前澤敏美君) それでは、災害対策の利子補給の債務負担行為の関係でございますけれども、年度につきまして、まず23から24ということで、当初いたしておりますけれども、これは、今年の3月31日までに融資実行されました、災害貸付につきまして、3年間の利子補給をするということで、最大まあ、平成25年の8月31日までが対象ということになってございます。そういったことで、当初、23、24ということで挙げておりますけれども、実質まあ、23から25までというふうなことで、当初、誤っておりましたので、こういった形で、年限をですね、3年間という形で延ばさせていただいております。

なお、金額につきましては、現在のところですね、まだ、国民金融公庫等の貸付等が、実際、こちらの方では、把握できません。そういったことで、見込みでさせていただいておりますけれども、23年度で800万。それから、24年度で800万。25年度で150万というふうな見込みで、考えております。

以上でございます。

議長(矢内作夫君) よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、鍋島君。

16番(鍋島裕文君) 結局、住宅融資、この利子補給制度自体、ああ、融資の期間ですね、

期間がもう、3月31日で締め切って、後は、利子補給だけが3カ年の25年度までというふう理解したらいいわけですか。ちょっと、そのあたり。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） この3月、22年の3月31日で融資実行は、終わっております。

〔鍋島君「ああ、終わっとんやね」と呼ぶ〕

商工観光課長（前澤敏美君） そういったことで、後はもう、利子補給ということでございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、これでね、債務負担行為の関係で、ここで補正出てるんでね、他に災害の関係だったら、住宅復興、それから、生活支援ですか、生活支援は、終わってますけども、まず、この住宅復興融資の関係の利子補給が、当初予算で7,000万円ね、7,000万円ほど、翌年度以降の支出予定額であるんですね。7,500万円。平成22年から26年度。

それで、伺いたいのは、住宅災害復興融資利子補給についても、制度としては、もう打ち切ったけども、後、22年度で、ああ、23年度以降で、5,600万ほど残りますか。債務負担の支出予定額が。これも、融資は打ち切ったけども、後、利子補給の債務負担が残っているというふうに理解したらいいですか。

それと、合わせて、23年度以降の債務負担総額は、いくらとなるのか。この補正入れてね。その2点、お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 貸付の方は打ち切って、後、利子補給になるんですけども、金融機関の方への申し込みで、まだ金額的にはっきり分かっておりません。その関係で、後年度の償還の限度額、ちょっと、それについては、今、手元に資料持っておりませんので、ご了解いただきたい思います。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君「後で、資料請求します」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい。
他に、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 18ページの総務費、その中の情報通信施設費の工事請負金1,589万1,000円。これは、増額ですけれども、当初予算で1,800万。この工事については、支障移設保守工事となっているんですけど、この増額の理由は、何でしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） この光ケーブルの移設工事の関係、これについては、通常の新規の加入申し込み、それから、住宅等の移設があります。撤去等の関係もあります。

で、今回、特に大きいのは、工事関係で、道路関係でありますとか、それから、河川の改修工事に伴いまして、電柱に架設しておりますようなケーブル、これの移設が出てきております。今回ですと、クリーンセンターの道路の関係。あるいは、奥海での河川改修の関係。それから、今後の見込みとしましては、にしはりま環境の関係で、ケーブルの布設、そういった見込みがございますので、今回、1,800万ほどの追加を挙げさせていただきました。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

5番（金谷英志君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 23ページの20番、障害者福祉費の中で、20番の扶助費ですね、5項目ございますけれども、これらのことについての内訳、そして、一番下ですね、自立支援の医療給付事業、特殊な高額療養費の助成と思うんですけど、これらについての、中身を説明願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 23ページの扶助費ですけれども、まず、重度心身障害者介護手当につきましては、対象者はですね、22人いらっしゃるんですけども、まず、昔はですね、

前は、県の補助が、相当あったんですけども、制度改正によりまして、町費、町費にかかる分については、20人です。これは、福祉サービスを受けておられる方とか、課税者については、補助対象になりません。今回ですね、22万5,000円をお願いしている部分につきましては、お二人の関係でございまして、非課税者、あるいは福祉サービスを受けておられない方。それについては、毎月1万5,000円を出すということになっておりまして、その分のですね、県費分も入れまして、22万5,000円を今回、お願いをしております。

それから、障害者小規模通所援護事業費でございまして、これにつきましては、ご案内の佐用の朝霧園。活動センターでございまして、この部分について。

〔町長「あさぎり作業所違うん」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君）　　そうです。ああ、ごめんなさい。朝霧園言いました。ごめんなさい。あさぎり作業所です。

この分のですね、いわゆる機能強化分ということで、今回、当初には、なかったんですけども、従前の、作業だけというふうな、単純な活動じゃなくて、21年ですか、NPO法人になりまして、そして、地域の中でですね、たくましく生きていくという部分の目的に照らしまして、社会的な意味合いから、そういった対象者のですね、相談業務とかね、そういった部分で、幅広く活動してくれという部分がございまして、それが、160万以上ついております。そういった部分が、主でございます。

それから、障害者福祉サービスにつきましては、歳入、国庫2分の1、県費4分の1で、歳入でもお示ししておるんですけども、いろいろな障害サービスがございまして、これについては、議員ご案内のとおりだと思っておりますけれども、まあ、例えば、自立支援の関係で、障害福祉のサービス、あるいは、補装具の関係とか、地域生活支援、いろいろございます。これがですね、当初、約3億弱予算計上させていただいておったんですけども、どうも見込みで言いますと、1,000万ほど増えるという部分でございまして、これについては、国県で4分の3、歳入でもお示しをさせていただいております。

それから、次ですね、次、障害者地域生活支援事業でございまして、これについては、いわゆるサービスの中のグループホーム、いわゆる家賃ですね、家賃補助、これは対象者9人ございまして、それ。あるいは、いちょう園とか播磨園とか、そういったところへの、日中の預かりの部分の経費の負担ということで、これら合わせまして190万を予定をさせていただいております。お願いをしております。

それから、自立支援でございまして、当初まあ、500万ほどお願いをしておったんですけども、これについては、今年、全体の対象者としては、7人いらっしゃるんですけども、今年ですね、たまたま、腎移植、生体肝移植が5件ございまして、こういった部分が、非常に多額になっております。それにつきまして、350万をお願いをしておるというふうなことでございます。

以上でございます。

〔岡本義君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、岡本君。

3番（岡本義次君）　　あさぎりの活動されていらっしゃる方は、何人ぐらいが、今、活動され、そこでやられておった、増えている状態か、減っている状態か、そこらへんは、どんなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今現在ですね、18人いらっしゃいます。

それと、佐用町から上郡町へ、みのりという作業所があるんですけども、ここへも1人行かれております。

それで、先ほど、言いましたように、従前はですね、そういった法人資格がございましたので、町がですね、その施設を建てて、後まあ、そのNPO法人に運営をお任せしておられるような実態があるんですけども、そういった障害を持っておられるね、ご父兄の方の、そういった情報交換の中で、若干ですけども、増えておられるような状況はございますけども、なかなか、外へ出てですね、あそこへ通うということは、なかなかね、無理な方もいらっしゃいますので、外へ出るということ自体が、早ね、難しい部分がございます。そういった部分で、先ほど言いましたように、機能強化といった部分で、幅広く、裾の尾を広げていこうというふうな、まだ、緒に就いたような段階でございまして、これから、そういった部分が、大きな仕事になるのではないかなというふうに思います。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 総務費、まず総務費の関係でお尋ねします。

1つは、17ページの一般管理費の中の22、補償補填及び賠償金57万7,000円、これの説明をお願いします。

それから、それと、次の18ページに、姫新線利用促進費で、一般財源の、これ財源変更になっているんですけど、他にも、一般財源から、この度、補正の関係では、地方債、公債費の方に振り分ける財源の変更が見受けられるんですけども、ここらへんの、こう、内容について。

その、とりあえず2点、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 17ページの1点目の補償補填及び賠償金57万7,000円ですけども、これは、町の管理する施設の事故によって、自動車等に棄損を与えたということで、専決したものについて、議会の方でも報告させていただきましたけども、町道小日山線の落石の事故4万767円ですけども、それと、南光自然観察村での駐車場で損傷事故ということで、23万6,712円。

それと、予備費として、今後、あってはならないことなんですけども、想定、こういった事故に対しての想定ということで、予備的に30万を、ここで予定させていただいてます。それを合わせて、先ほどの、実際に、支払をした、その賠償金と合わせて57万7,000

円を予算化させていただいています。

で、この、については、全て、財源として、市町村損害の方で歳入をみさせていただいております。

それと、2点目、よろしいか。

〔企画防災課長 挙手〕

〔総務課長「はい、どうぞ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 2点目の、姫新線利用促進関係での財源変更、一般財源を500万減らして、町債500万増やしているんですけども、これは、15ページの歳入の町債で、総務債として、過疎対策事業債ということで、ソフト事業分に、この22年度、新しい計画の中では、ソフト事業にも充当されるという中で、8,600万の過疎対策事業債を見込んでおります。で、ソフト事業分に充当ということで、この姫新線の500万につきましても、この過疎対策事業債を充当するというので、今回、財源変更を挙げさせていただいております。

その他、他の関係でも、農業費では、農業の担い手の関係。それから、福祉関係では、外出支援。それから、その他、救急医療の確保対策。それから、衛生費の関係では、健康増進。それから、もう1つは、児童福祉の関係では、出生祝金とか、こういうソフト事業に充当するために、この過疎債を挙げております。

それが、歳出の18ページの方で、先ほど言いました、姫新線の方にも、ソフト事業の方を充当させていただいて、財源変更をさせていただいております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 27ページ、予防費で、予防接種委託料、これの説明とですね、その下のがん検診委託料、これがマイナスになっておるんですけども、このがん検診は、50パーセントの受診率ということで、町としても、力入れていただいておりますけれども、これ、マイナスということとですね。

子宮頸がん等、国会で、今回の補正通ったんですけども、それに対しての、町の取り組みは、どのようにされておるか。その2点。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） まず、960万の予防接種委託料でございますけども、

議長（矢内作夫君） 906万。

健康福祉課長（野村正明君） ああ、906万。ごめんなさい。

これでございますけども、これは、今、お尋ねになった件に熟するんですけども、子宮頸がんですね、これをですね、取り組むという部分でございます、これが、690万でございます。このことにつきましては、ご案内だと思うんですけども、国の方から、総合経済対策という緊急的な対策ということで、国の方がお示しされて、それを受けて、私とも、町長の英断もございまして、やるということでございます。ただしですね、この補正予算の資料を作らせていただいた段階では、まだ、最終的な決が出ておりませんでしたので、入の方は、まだ、今回は、置いてございません。3月に置こうという予定でございます。

後ですね、906万から690万引いた額でございますけれども、これについては、小児用肺炎球菌ワクチン。これをですね、取り組むということでございます。それらを合わせて906万ということでございます。対象者につきましては、議員ご案内だと思いますので、あえて申し上げませんが、そういうことでございます。

それから、がん検診につきましてはですね、今、議員、おっしゃいましたように、いろいろな広報活動の中で、鋭意取り組んでおられるわけなんですけれども、今回の、40万5,000円のマイナスにつきましては、特段減ったとか、そういうこっちゃなくて、ちょっと、一部ですね、予算の関係で、組替えをしたということですので、特段の意味はございません。数字上の操作だけさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

7番（井上洋文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 井上議員の質問に、ちょっと関連なんですけども、任意の予防接種の項目が増えるということで、2点。

1点目は、プレベナーの方は、これは、対象者というのは、ご承知だというふうに言われたんですが、幼児も、それから、高齢者も、一応、プレベナー、肺炎球菌の方は、対象になるのかということが1点と。

それと、その、任意の予防接種の項目を増やすとなれば、要綱が、これ改正が必要じゃないかなと思うんですが、その2点について。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 肺炎球菌の関係ですね。これについては、対象児、ゼロ歳からですね、4歳までを、とりあえず今回は、挙げさせていただいております。

それと、要綱のことですね。

議長（矢内作夫君） 要綱の改正が必要じゃないかということ。

健康福祉課長（野村正明君） これについては、先ほども言いましたように、予算手立てが、至急を要しましたので、とりあえずこう、予算を挙げております。そして、お認めをいただいた段階ですね、対医師会の関係もございまして、ございますし、いよいよ、その、単価をですね、どうするかという問題もございまして、概ねのですね、素案は作っておるんですけれども、いよいよ実施までに、精査をさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） じゃあ、もう1点、高齢者の方は、一応対象、プレベナーの方の対象枠というのは、検討されていないのかというのが1点と。

それと、手順的には、要綱の方を、やることについての、是々非々じゃないんですよ。要綱を、先に改正を行った上での予算というふうな形になるのが、本来ではないんかという、その2点について。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 要綱の件については、そのとおりだと思うんですけれども、申し訳ございません。事務的に、ちょっとまだ、フィックスしておりませんので、鋭意それは、努力をいたしたいというふうに思います。

先ほども言いましたように、ちょっと、医師会の関係で、単価的な、これもですね、なかなか、医師会が、まだ乗ってこられない部分もございまして、調整もございまして。これについては、余談ですけれども、事務的に、来週ですね、県の方で、会議もございまして、そういう状況も把握する中で、やっていきたいなというふうに思っております。

それから、これについては、今回は、再度申し上げますけれども、高齢者については、ちょっと、対象としておりません。あくまでも、4歳までということで、お願いをいたしたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 24 ページ、民生の児童措置費、そして扶助費ですね、6項目ほどございまして、金額的にですね、減額が、ちょっと大きいように思いますが、その減額

理由について、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これについては、歳入でもお示ししておるんですけども、国県も、相当減額をしております。当初ですね、22年度の予算ということになりますと、昨年の今頃にですね、予算要求をするわけなんですけれども、その段階では、政権が変わって、子ども手当というふうな名称にね、するじゃ、せんやとか、いろいろ流動的だったと思います。それで、予算書見ていただいたらお分かりになるんですけども、児童手当、児童手当も満額。それから、子ども手当も、1万3,000円で、なお且つ、中学生までということがあったと思うんです。それを満額ですね、なお且つ、公務員の子弟の方についても満額というふうなことで、置いておりましたので、それを、相当減額したということが、1点ございます。

それで、合わせて、22年度に言いますと、児童手当は、2月、3月分は、5月に出して、4月からですね、この1月分までは、子ども手当という名称を変えてですね、支給することです。まあ、額的には、若干違いますけれども、まあ、倍予算しておったような状況の中でね、相当、この1億5,400万というふうなことで、落とすということでございます。

ちなみに、今日、現在、子ども手当の実人数につきましては、2,034人でございます。平均2,010人ほどにお出ししたということでございます。子ども手当については、小学校まで。いや、元へ。児童手当については、小学校終了までということがございましたので、2カ月で実質、1,500人ほど。1,500人ほどが対象者であったということ、参考までに、お知らせをいたしておきます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、関連でね、同じ児童手当の関係ですけども、1つは、確かに、年間支給額から2カ月分ということで、大幅、児童手当の関係は、減額。それは、分かるんですけども、3歳未満児の特例給付分が、当初予算36万、これ2カ月分じゃなくて、全額カットということで、36万円カットになってます。それ、対象者いないということ、分かるんですけども、それで、伺いたいのは、当初予算の時に、36万と言えば、これは、3人分ですね。年間。この当初予算の3人というのは、どういう根拠で、36万特例給付分出したのかということ。

それから、子ども手当については、今、2,034人という、対象者になりましたけども、決算でも確認したんですが、とりわけ中学校の2年以上については、請求しないと、子ども手当支給しないと。で、とりわけ9月までにね、しなければならぬということだったんです。それで、最大限努力しているという答弁されておるんですけども、中学校の関係では、総対象者に対する支給率ですね、もれなく現在、支給できているのかどうか、この2点、お願いいたします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 申し訳ございません。この特例給付につきましては、ちょっと私、昨年、携わっておりませんでしたので、どういうふうに36万を置いたかというのは、ちょっと経過、また後ほど調べさせて報告をさせていただいたらなと思います。

それから、子ども手当につきましては、鍋島議員、9月の決算の時に、ご質問されたん、よく覚えております。で、今回ですね、精算すると言うんですか、今回の補正挙げるのに当たって、私も確認をいたしまして、確か、9月現在では、数名、返事がないとか、いらっしやっただと思います。7、8人だったと思うんですけれども、その後、何回も、広報とか、案内文書をですね、3回お出ししております。あくまでも、申請主義ということもございまして、あんまりまあ、プライバシーのこともありますので、こちらから電話等は差し控えたんですけれども、この予算をつくる時に、後1名だけ返事がなかってですね、これまあ、何とかしようやいうことで、たまたま、先週でしたか、やっと、その、連絡が取れまして、文書も来ていたの分かっていたんですけれども、まあ、何らかの落ち度で、その方のね、連絡はしませんでしたということで、いい返事をいただきまして、これで、把握している部分については、全員照会出来たというふうに理解をいたしております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） じゃあ、民生費の中で聞きたいんですけど、民生費では、1つは、22ページ、高齢者福祉費の中の外出支援サービス事業委託料で、50万1,000円増額になっています。この点の理由と。

それから、23ページ、南光地域福祉センター運営費の中の、シルバー人材センター業務委託料、マイナス19万1,000円。これの内容説明。

それから、24。いいですか、24ページの保育園の関係で、賃金が、臨時職員の賃金が、1,230万増額されています。この関係と、その下の13、委託料45万9,000円のマイナス。これは、どういう委託関係になるのか。はい、その点、説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 外出支援事業につきましては、要は、利用者がですね、タクシーの関係ですけれども、利用者が増えたということで、見込みとしてですね、昨年と比較

して、50万ほど、この時点では、補正をしておかなければ、年度末に困るであろうという想定の中で、50万をさせていただいております。

それから、23ページの60目ですけれども、委託料の減額ですけども、これにつきましては、上段の需用費の中で、40万増額をしております、できれば、財政の方からですね、精査して、どこか削る。削ると言うたら語弊があるんですけども、余裕のあるところからということで、まあ、20万弱、このくらいだったら、委託料が、何とか減額できるであろうというふうなことで、ある程度、数字合わせでございます。

議長（矢内作夫君） それから、保育園。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 保育園の賃金の1,230万の増額ですけども、一番大きな要因は、当初予算の計上の中で、保育園の臨時職員の人数の誤りというんですか、それがあります。

それと、もう1点、保育士の臨時的任用職員の保育士の4月以降の増員という。

それと、もう1点、これは委託料と関係するんですけども、その海内・桑野地区児童送迎委託料、これにつきましては、今まで、送迎については、委託料という形で、運転員の方に、委託契約でさせていただいておりますけれども、その任用形態を変更させていただいて、臨時職員という形で、送迎等をしていただくという形で、任用形態を変更させていただきました。その45万9,000円の減額は、そのためです。で、そういった関係で、その任用形態の変更に伴って、賃金の方に、その分を増加させていただいてます。

以上、主な理由としては、先ほど申しましたように、当初予算の計上誤りと、保育士の増。それと、運転員の任用形態の変更、それに伴うものです。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、ちょっと。すみません。ちょっと待って。ほな、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 先ほど、あの、23ページの説明で、あくまで数字的な合わせだということで、シルバー人材センターの業務委託19万1,000円については、そういう説明だったんですけど、これは、シルバーさんの業務をする時間を短くするという関係で出てきたものかなというふうに思ったんですけど、そうではないんですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君）　　そういうことも一部、起因はしております。

ただし、今の段階では、私、詳細には把握しておりませんので、間違ったこと言ったら駄目かなと思ひまして、そういう言い方をさせていただきました。一部、勤務時間の若干の短縮になったという部分もございます。

議長（矢内作夫君）　　はい、よろしいね。

〔石黒君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君）　　総務課長に。14 ページと 17 ページ。14 ページは雑入、57 万 7,000 円。先ほど、質問がありました。これは、大日山の件と南光町の件の 27 万 7,000 円と、その 30 万について、もう一度お願いいたします。

〔総務課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君）　　30 万につきましては、まあ、先ほど、申しましたように、あってはならないことですが、こういった事故が想定されます。そういう中で、そういった事故の対応につきまして、早急に、対応しなければならないということが考えられます。そういう中で、市町村共済の保険金等についても、予備的に歳入として、30 万をみさせていただきます。

〔石黒君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君）　　保険給付の話になるわけなんですけども、保険給付というものは、現金主義です。起きたからもらえるんです。で、まあ、この予算というものは、見込み計上というものは、たくさんあります。先ほどから、ずっと話聞いておれば、間違ったことは言ったらいけないというようなこと、野村課長、おっしゃってありました。しかし、間違いがあって、補正かなりされてます。この補正というものを、少し、安易に考えすぎるんじゃないかと。この 57 万 7,000 円の、除いた 30 万ですね。27 万何がし。この金額については、起きるであろうというような見地入れられた。この予算というものは、必要であるという、どうしても必要なものと、見込みで入れるものと。そして、この補正の場合は、間違ったから訂正すると。間違いの場合でも、許せる間違いと、許せない間違いとあります。単にいるやろうから挙げておけというような形で、予算計上されて、いらなかったら、ばっさりというような、こういうようなことで、少しこの、補正という意味を、安易に考えすぎるんじゃないかと。で、この場合は、保険というものの給付金は、これは、現実主義です。起きなければ、絶対払ってもらえません。そういう見地から、少し、僕と見解が違うかも分らんけども、こういうようなものまで、補正で入れてもいいんだらうかという考え方を持ってますけど、答弁待ちます。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） これは、まあ、事故が起きた時に、早急に対応するということが、一番、その事故の解決には、必要なことです。そういう観点から、歳出面で、そういう予算化をしておかないと、今、お話したような、早急に対応ということは、できません。前回の分につきましても、予備費とか、そういう形で対応させていただいてますので、その起きたから、きっちり、その現実主義言うんですか、支払する。この原則は、その、当然のことだと認識しております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

13 番（石黒永剛君） 私は、予備費が正解やと思うんです。事故が起きて、いつ、何月、何日に、こうこう、こういう事件がありましたということが、初めて書類が整って、支払というものが完了するわけなんです。そやから、とっさの場合、それは、当然ですよ。僕も、そのことは考えます。この5万円の、今、お金があれば示談ができるのであれば、これはもう、早急に手を打たないかんです。

しかしながら、こういうところの備えというものは、僕は、予備費やと考えるんですけどね。よろしいです。

議長（矢内作夫君） よろしいな。ほな、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 30 ページ、20 番の農業振興費の中で、中山間地直接支払。この分については、どういう分について、直接支払がされておるんかということが1点と。

その下の、地域農業再生対策補助金、これについてですね、どういう部類に、再生の補助金が出ておるんか。そして、どういう、良くなっておるんかということについて、説明願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まず、最初ですね、中山間地域直接支払推進事業の補助金、これでございますけども、この事業はですね、平成12年度から始まってですね、5年ごとに続いております。で、平成22年から今度26年まで、第3期に入ります。それで、2期までのんについてはですね、通常の、環境的にですね、草刈等すれば、1期までの10割だったのがですね、8割になっておりますけども、この3期からですね、追加のですね、作業ですね、作業言うか、農地を拡大するとか、そういうポイント制度があるんですけれ

ども、それをすればですね、また、10割に復帰できるということの中で、22年度、各活動集落にですね、そういう推進をして、説明させていただいたところですね、8割だったところがですね、10割に活動を増やすという集落が出てきましたので、当初は、22年度ですね、実績を持って予算を組んでおりましたけれども、そういう増額したものを、増額になったものをですね、今回、補正でですね、確定しましたので、計上させていただいております。これは、また、22年からですね、26年度までのですね、5箇年計画で、中山間直接支払制度をですね、運用していきたいというふうに思っております。

それから、地域農業再生対策事業ですけども、これは昨年ですね、災害以後ですね、営農、集落営農、また、認定農業者のですね、それから法人等のですね、機械の更新です。で、県が2分の1、町が4分の1、対象者が4分の1の制度で、21年と22年をやっております。それで、21年から23年まで3カ年計画でございましたけども、まあ、県の方がですね、23年度は、なかなか予算がつきにくいのでですね、22年度前倒しで、23年度の導入計画をですね、22年度に導入計画ができないかということで、これも23年度の計画をしていた各営農組織にですね、受益者負担が発生して、4分の1発生しますので、23年の計画が、22年度にできますかということをお問い合わせしたところですね、前倒ししてやっていただくんですね、来春の営農からですね、その機械が使えてですね、営農活動が促進できるというご返事をいただきましたので、その今回、その追加分をですね、補正予算を計上させていただいて、早期に同機械をですね、農業機械を導入していきたいというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 前項の分の集落は、何集落ぐらいが契約しておるんかということと。
それから、下の分については、その該当者何人ぐらいいらっしゃるって、どういう機械を購入したんか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 中山間直接支払のですね、件は、2期までは、39協定だったと思いますけども、22年度ですね、3期からはですね、40協定に、1協定増えております。
それから、機械ですけども、今回はですね、追加は、6組織ですね、6組織追加をしております。それによってですね、導入するのは、トラクター、播種機、田植機等でありませう。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 同じ30ページで、中山間地域総合整備事業の中で、測量設計委託

料、当初予算から 2,230 万、全額の減額なんですけれども、当初で市民農園の予定ということで聞いておるんですけども、その事業がなくなった理由は何でしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 委託料のですね、減額についてはですね、この中の委託料はですね、中山間総合整備事業で、佐用地区とですね、それから、22 年度からですね、新規採択にいただくようにですね、佐用 2 地区、上月、南光、三日月地区のですね、新規採択を 22 年度いただけるということで、委託料を計上させていただいております。

で、まあ、佐用地区においてはですね、災害がありましてですね、地元の方の調整もですね、推進ができなかったので、市民農園についてはですね、ローリングさせていただくということになっています。

それと、新規の佐用 2 地区、上月、三日月、南光地区においてはですね、昨年の国の予算の中でですね、個別補償にですね、回す財源をですね、土地改良事業の方からですね、6,700 億ほど国の方で回されてですね、土地改良のハード事業ができないという、財源がなくなってできないということになっておりますので、その 22 年度、新規採択を受ける予定をしておりました、佐用第 2 地区のですね、事業がですね、新規採択にならなかったもので、以降ずれたということで、その分計上していた分をですね、減額させていただきました。

5 番（金谷英志君） そういうことか。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

5 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 33 ページの委託料ですね、林業の総務の、大型獣の処理委託、55 万円拳がってございますけれど、今年、何頭ぐらいシカとかイノシシ、今現在、12 月までに獲れたんかなということと。

それから、それから下の有害鳥獣の活動補助金 97 万、これらについてはですね、何か、シカが 2,500 円とかになったというように、ちょっと聞いたんですけど、もう少し、金額をやっぱり増やしてやって、たくさん捕まえてですね、減らすという方向に持っていってもらわんとあかんのんじゃないかと思うけど、そこらへんについて、どんなんか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君）　まあ、大型獣のですね、処理委託料 55 万についてはですね、網に引っかかったりですね、そういうシカが死んでいるものをですね、まあ、職員が行けないところをですね、猟友会の人にですね、委託をさせていただいております。まあ、これ 1 頭 1 万 5,000 円ですね。処理をしていただいております。それがですね、本年、今までの実績と、これから、まあ、3 月までですね、見込みを入れるとですね、若干、予算がですね、不足する見込みになりますので、今回、その 3 月までの分をですね、見込んで、今度 55 万、増額させていただいております。

ちなみに、今は、87 頭ですかね、処理をしていただいております。職員が行って処理したのはですね、2 百 4、50 あると思います。まあ、そういう職員が行けないところですね、その猟友会に委託をさせていただいております。

それと、獣害の駆除活動の補助金ですけども、これについてはですね、本年 4 月から駆除でね、猟期までしていただいております。まあ、最終的にですね、まだきちっとは、まだ、それぞれの猟友会の班がですね、歯とか、そういうの、まだ、整理されておりますので、かちとした数字は、ちょっとつかめておりませんが、1,113 か 4 ぐらいのですね、獲れるんじゃないかと。獲れたんじゃないかなというふうに見込みを出しております。それについてですね、当然、予算が不足しますので、今回、計上させていただいております。これから、まだ、猟期が過ぎて、3 月もありますので、それを見ればですね、また、不足すればですね、また 3 月の補正でもですね、計上させていただかねばならないことになろうかと思っております。

議長（矢内作夫君）　もう少し、額を、どうこういった話は。

〔岡本義君「金額、もう少し」と呼ぶ〕

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君）　駆除についてはですね、ああ、じゃない。捕獲についてはですね、1 頭 1 万円ということですね、させていただいております。で、今、2,500 円といわれましたのは、これは、今、県が 9 月の県会でですね、された、シカ専従班のですね、その 2 頭以上、3 頭から 5 頭までがですね、1 頭 2,500 円という制度が出されておりますので、そのことじゃないかというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　鍋島君。

16 番（鍋島裕文君）　じゃあ、17 ページお願いします。

一般管理費の報償費の関係で、弁護士相談料 105 万の補正です。2 号補正で、378 万の補正して、今回の 105 で、約 483 万ですか。483 万円ということでありまして、この内容はね、結局、弁護士に対する、まあ、これ今、公判行われてますけども、日当なのか、どういう内容なのか、その点、説明願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 弁護士の相談料の105万についてですけれども、2号補正では、378万補正させていただいてますけれども、その中の315万、消費税入れての額ですけれども、それが、今回の災害に関する訴訟の弁護士相談料ということで、議決をいただいております。

で、今回、105万挙げてますのは、これにつきましても、同事件、訴訟の弁護士の相談料ということで、105万を追加させていただいてます。これにつきましては、この災害の弁護士の、弁護士として、町の顧問弁護士である藤田弁護士を主に訴訟の相談という形で、対応をさせていただくということで、前回、315万、予算計上させていただいておりますけれども、その後、調整の中で、町村会等のアドバイスも受けながら、町村会の顧問弁護士である六甲法律事務所というところあるんですけれども、その弁護士さんにも、この訴訟につきまして、相談を、代理人ということで組織をさせていただいて、対応をさせていただいております。その六甲法律事務所の分につきましては、その2号で補正させていただいた以降に、調整をさせていただいて、額的には、藤田弁護士につきましては、315万ということですが、この六甲法律事務所につきましては、まあ、全体をサポート的にさせていただくという中で、事務所とも協議させていただいて、概ね、3分の1という中で、相談料を協議させていただいております。そういう中で、今回、105万を予算計上させていただきました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、ちなみにね、藤田弁護士事務所が315万で、六甲事務所が105万ということで、六甲事務所は、藤田弁護士事務所の3分の1という根拠なんだけど、こういう根拠は、どういうことに基づいて、例えば、藤田弁護士の315万、六甲は、その3分の1、今、説明あったけど、出されているのですか。根拠。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 謝金の根拠ですけれども、まあ、町の方で謝金を弁護士事務所と協議させていただく中で、参考にさせていただいたのは、県の場合、県につきましては、こういった訴訟につきまして、取扱要綱というものを定められてます。まあ、訴訟事件であれば、着手金は、こんだけと。1件、これだけというような決め、取扱要綱を示されてます。それを、まず1点、参考にさせていただきました。

それと、日弁連というふうな、弁護士の、日本弁護士連絡協議会と言うんですかね、日弁連の例を参考にさせていただきました。

それと、町村会。町村会の例。町村会が、そういった着手金について、どういう考え方で、どういう金額を設定されているか。そこも、参考にさせていただきました。

それと、損保ジャパンと、そういった保険会社、そういったところの場合も資料として

いただいて、参考にさせていただきました。

で、それらは全て、やはり、その考え方なり、対応の仕方によって、金額が、大きな幅があります。その中で、主に参考にさせていただいて、弁護士の方と協議させていただいたのは、兵庫県の例ということで、兵庫県につきましては、要綱の中で、1件34万という中で、1件というのは、1弁護士に対しての1件ということですので、うちの場合は、9人の弁護士をお願いしておりますので、そういった面を勘案させていただいて、弁護士事務所と相談させていただいて、今の金額を算出させていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、それでね、この年度、結局、藤田、それから六甲事務所で420万ということになりますけども、これまた、年間契約なんですか。年度変われば、ほぼ同額の420万と。六甲と藤田でね。そういう契約になるんですか。相談料は。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） あ、着手金ですので、1件という形です。1事件についてということですので。

〔鍋島君「ああ、そう」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） はい。年度を関係なく。

〔鍋島君「関係ないね」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） はい。

〔鍋島君「はい、分かりました」と呼ぶ〕

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 単純な質問ですけども、29ページの農業委員会費の中で、委託料の農地管理システム委託料、これが241万6,000円の増額と言うか、新たにありますが、これの説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君）　　今ですね、農業委員会の方ですね、農家台帳をですね、システム化しております。で、農地法がですね、改正されてましてですね、その農家台帳の調書ですね、項目の中に、新たな管理項目を追加することとなっております。その管理項目、まああの、賃借権とかですね、相続の届出とかですね、遊休農地の対応とかですね、まあ、いろんな項目がですね、農地法の改正で追加されましたので、今のシステムですね、その項目、追加する必要が出てきましたので、そのシステムですね、委託料を、改善する委託料としてですね、まあ、今回計上させていただいております。

〔笹田君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君）　　それによって、簡素化とか、職員の仕事が楽と言ったらおかしいんですけども、簡素化できるのかどうか。

それと、もう1つ、ちょっと先ほどの、大型獣の関係、有害鳥獣の関係ですが、駆除活動ですけど、先ほど、2,500円というのが、1頭当たり、駆除、出るというのがありましたけども、これは、駆除という、まあ、駆除には違いないんですが、この猟期でも駆除として、シカの場合、3頭までのうちの3頭目から2,500円。で、後、各何頭ごとに、単価が上がってくるというんですけども、その県の事業なんですけども、ここには、町の、この一般会計には入るのかどうか。そのへんをお尋ねします。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君）　　勿論ですね、農家台帳をですね、システム化させていただければですね、日々まあ、いろんな転用とかですね、農業委員会関係ですね、農地の管理状況ですね、それから自分の農地がどうなっているかという問い合わせがたくさんあります。それはですね、パソコンで見ればですね、直ぐ、その状況が分かるということですね。一々、職員が手書きしてですね、ずっとやると時間も労力もかかりますので、そういう事務遂行上はですね、簡素化、効率化ができております。

それと、獣害の捕獲のご質問ですけども、これは県が猟友会と直接契約して、行っている事業でありますので、町の一般会計は、何ら通りません。県から直接猟友会の方へですね、お支払をするということで、今年度はですね、10分の10は、県の事業でありますので、町の財政には、何ら影響はいたしません。

議長（矢内作夫君）　　はい、他に。

〔金谷君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、金谷君。

5番（金谷英志君）　　48ページ、保健体育費の中で、負担金補助及び交付金、学校給食地場農畜産物利用拡大事業助成金、この内容についての説明をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 実は、入の雑入のところでもありますが、これ実は、国の補助を受けた、県の財団法人であります体育協会が、地元産の、地元産という、これ一応、県内でございますが、県内の食材を利用した場合に、補助金を出すということで、2分の1の事業でございます、給食を600万使ったら300万補助しますよということで、現在、給食の中で、例えば、シシ肉を食べさせたりとか、それから、地元産、若干高くても、いい野菜を、県内産の野菜を購入したら、それだけ補助がつくということで、概ね20回の食事、献立の内容で調整しております。

で、300万、給食費が、いい物が食べれる。それで、という、そういう事業でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その300万の助成金を受けて、それが保護者の給食費に反映。まあその、減額とか、そういうふうには反映されるんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 給食費は、定額になっておりまして、これ概ね、この事業挙げましたら、300万でしたら、1人当たり1,700円。月の半分ぐらいな金額になろうかと思いません。

で、それを、この機会を通して、上質な物を、いい物を子どもに提供したいということで、ご馳走が出るという、そういう仕組みでございます。はい。ですから、直接、保護者の負担とかじゃなしに、受益する子ども達が、それだけ県内産のいい物が食べれるという、それだけの事業で、去年今年で、2年の事業で、去年はなかったんですけども、2年の内、どちらか受けたいということで、あまりこう、県内で、この事業を利用してないところも多いんですけども、佐用は、給食センターできたところですので、是非、この事業、今年最後ですので、受けたいということで、この事業を受けることにいたしました。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） いい物を、今まででしたら、給食費に反映されるかということを知っているのであって、ええ物ですか、ほな給食費は一緒に、保護者の負担は、変わらないということなんでしょうか。給食費は。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 現段階では、給食、それぞれの施設、5施設で、センター、それから、各小学校の施設があったわけですが、1つの施設にありましたら、仕入れの量によったりして、給食費は、少しは、安くなるんじゃないかなと期待しておりますが、現段階では、まだ、給食費が、まだ1年経過しておりませんので、具体的な、はっきりした金額が分かりませんが、それこそ、金額、こうした事業も含めまして、当然、金額的にこう、余裕ができましたら、給食費を、低くを調整しなければいけないということで、現段階では、直接給食費に反映するかどうかということは、保護者も助かるんですけども、返していくというような状況にはならないかと思えます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） それは、保護者とは相談したんですか。返さんでもええんやけど、最初から安くしたらええわけであって、返すというのは無理やけども。保護者と相談したわけですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 給食費の決定につきましては、給食運営委員会、全町の給食運営委員会で、各それぞれの職の代表とされるPTAの会長さんを含めまして、給食費は、現段階では決定いたしました。

で、1年を経過見まして、給食費が、どの程度で経緯するかということで、次年度からの給食費を調整しなければいけないということで、給食費の決定につきましては、代表であるPTA会長さん入っていただきまして、それでPTA会長さんから決定事項を、それぞれの保護者に連絡はしてあると思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 説明して決定したのか。こういうのが、1人当たり1,700円つきますよと。だから、1,700円分安くするのか。その分だけいい物を作るのか、どちらにしますかという中で、決めたのか。そうではなくして、こういう形で、1,700円いい物つけますけどいいですかって言うたら、いいですと答えるわな。どっちなのって。だから、どっちでしたの言うて。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） この事業につきましては、保護者に諮っておりません。

で、給食の担当で、担当者と言いますか、給食センターの、教育委員会と協議しながら、こうした事業、もう2年しかなかった、最後の年ですので、是非、この事業を採択、採択と言いますか、受けて、300万補助がつくのだったら、この事業で、子ども達に、少しでもいい物食べさせたいんじゃないかという、そういう判断の中で、決定しまして、保護者には、相談かけておりません。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔山本君「何か、答えないんやね。何か、答えないんじゃないん。何か、答えたそうにしておるで」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） この事業は、県内産とか、地元の特色のあるものを、給食に取り入れるのに、それには経費が、それだけ、お金がね、通常の給食費では、それができない。それを上乘せしてやりましょうということですから、本来の給食費は、当然、変わらない。それに、プラスするものに、食材費が、高くかかる物について、補助金をもらってやろうということですから、給食費を軽減するとかとか、そういう目的のものではありませんので、そこだけ、基本が、ちょっと、何か、給食費の軽減も、逆に選択が出来るんだというような話では、もうちょっと、その趣旨が違いますのでね、それは、しっかりと、その伝えておかないかんとこだと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、その同じページで、その下ですね、補償金400万円。まず、この内容説明をお願いいたします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） この事業につきましては、4月の当初予算におきましては、南光給食センターの解体撤去工事で、予算化いただきました。で、その解体工事が、終わりましたら、その後の用地の返還につきまして、地権者との契約の中で、実は、原形復旧するか、ただし、しない場合、その復元する、復旧するための費用を地権者の了解があれば、協議が進めば、その補償費で、支払うことができるという協議の中で、現在、その補償費が概ねこう、地権者との話ができましたので、その補償費を支払うということで、予算計上さ

せていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） そのね、用地返還の地権者との合意ということでありまして、それがなぜね、400 万円なのかということなんです。この補償金ですよ。

で、例えばその、原形復旧ということですのであれば、原形復旧のための費用というのは、根拠になりますわ。確かにね。それが、考えられるんですけども、例えばこの、予算に基づいて、10 月 29 日の入札でね、解体工事の入札が、春名建設が落札ですね。これが、700 万ほどでしたか。落札してますわね。そしたら、10 月 29 日の段階で、春名建設が落札したというのは、この用地返還との関係はないのか。つまり、この設計図書、設計施工工事のね、内訳の中に、そういった、いわゆる宅地返還のための造成工事費とか、そういったものがあるのかないのか。そのあたりによって、この補償金の根拠というのは、変わってくるというふうに思うんです。

それで、なぜ、この 400 万円の根拠なのかということと。

10 月 29 日の、この春名建設の落札は、との関連はどうか。このあたりの説明を願いたいんですが。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 春名建設にこう、落札した、建物とか、そうした付帯設備を全てこう、撤去すると。解体撤去するという工事の請負契約でございます。

で、後の復旧につきましては、地権者がこう、3 名いらっしゃいまして、それぞれ部署によりまして、構造物がある所。それから平地になってしまう所。そうした所がございますので、3 者に支払う総額が 400 万ということで、この内訳につきましては、うちの技術者が、一応、設計しまして、はじき出した金額でございます。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと確認させて。結局、春名建設は、この落札では、当初予算 800 万でしたけども、施設の解体だけが、施工内容だったと。この入札のね。つまり、今さっき言われたように、原形復旧は入っていなかったと。この春名建設の落札にはですね、その点、ひとつ確認させていただきたいのと。

この 400 万円は、いわゆる原形復旧のための設計を、町の技術者が見積もったら、その 400 万円の根拠になると。つまり、元の形にしようとするれば、400 万円の金額になってくるんだと。このように、確認してよろしいか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） はい、まさに、そのとおりでございます。

それで、春名建設におきましては、復旧の事業は入っておりません。

それから、話し合いにつきましても、畑地、それからまあ、畑地と、それから田んぼがありますので、そうしたものにこう、現況を復旧した場合に、400万かかるということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その関連ですけれども、春名建設ともう、撤去なり契約しておるわけですから、それで全部、春名建設の契約は、その後、どうなるんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 春名建設には、解体した部分、工事を現在やっていただいておりますので、契約どおりにやっていただきたいと思っております。

ちょっと、すいません。あの、今のあれは、本体が残っている話のこと。ちょっと、よく分からない。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 春名建設と契約したどおりの、その工事がされるかどうか。されるのであれば、それは、いいんですけど、工事の変更されるようなことを言われたんで。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 地権者の意向によりまして、解体しなくてもいい。これは残しておいてもらいたいという意向がありましたので、一部、残す。一部と言いますか、一番本体の、給食センターの本体の建物でございますが、これ地権者が、何とか、これ残してもらえないかという、そういう意向がありましたので、それに応えたいと思っておりますので、工事につきましては、今、工事入っておりますが、当然、工事につきましては、変更が出てまいります。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その、町との契約、業者とした場合に、その契約上、町側から、町側の都合で、契約どおりの工事がされないということで、そういう公契約上、そういう問題点は、ないんでしょうか。その点。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 契約はしておりますけれどもね、変更ということは、当然まあ、どちらからの申し出であってもあるわけです。だから、それは当然、話し合いです。だから、今回も、その建物については、最初は、全て撤去をするということでの設計に基づく入札においての契約になっておりますけれどもね。その後、そうして建物本体、設備とか、いろんなものは撤去して、建物の本体のみは、残すということになれば、どこまで、それが、今度新たに、その変更設計をして、その変更設計に基づいて、請負者、契約者と協議をして、同意の下に変更契約を行うということ。これは、別に法的には、何も問題はありません。

〔金谷君「ないんやね」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） そこは、きちっと両者の了解をもって変更契約をするということでございます。

5 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、1 時間 10 分ほど経ったんですけどね、まだまだ、ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。鍋島君。

〔鍋島君「よろしい」と呼ぶ〕

〔山本君「休憩するん違うん」と呼ぶ〕

〔井上君「休憩しよ」と呼ぶ〕

〔鍋島君「休憩する」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） いや、もう 2 点で済むんかな。

16 番（鍋島裕文君） 私はな。こちら何かありますか。

議長（矢内作夫君） ほか、ありますか。

〔「あるんや」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、ちょっと、ここで暫時休憩をしまして、それから、また、始めたいと思います。
何分にしよ。10分か。それでは、10時50分まで10分間、休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行します。
はい、質問あります方。鍋島議員やったな。はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 1つは、34ページお願いします。林業費の関係で、治山事業費のね、工事請負金717万1,000円補正されてますけれども、当初1,720万円。これの内容説明ですね。それが1つ。それをお願いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 治山事業費ですけども、当初予算ではですね、福沢、大木谷と、ほか3箇所ほどやったんですけども、県等要望してましたらですね、県の方が、追加ですね、予算がつくというお話をいただきましたので、今回、6箇所ですかね、追加をさせていただいてですね、その予算を計上させていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 今回、追加の6箇所の、その内容と、それから、是非、伺いたいの
はね、災害の後、この関係、ものすごね、要望が出されているというふうに聞いておるん
ですけども、今回、追加で6箇所ということだけでも、農林振興課としてはね、全体的
に、どのくらい、そういう要望を聞いていて、今回6箇所対応できたという状況なのか、
そのあたりの内容についてお願いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） はい、すいません。訂正します。6箇所言いましたが、5箇所
です。申し訳ございません。1箇所、別の項目のんを勘定しましたので、申し訳ござい
ません。

それから、こういう治山事業はですね、まあ、本年度もですね、県の方から、23年度の
要望箇所の調書を出せということで来ております。それについてはですね、県営でやってい

ただくものですね、町が、県ですね、補助を受けて、単町でやるものですね、ちょっと正確なですね、ちょっと数は、ここには、ちょっと資料持っておりませんので、分かりかねますが、トータルで、県に要望しておるとですね、町の合わせて、トータルですね、100 近くは、こうあったというふうに、ちょっと記憶しております。正確な、ちょっと数字は、ちょっと持ち合わせておりません。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

〔鍋島君「まだ、答えてないんだけど」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） えっ。

16 番（鍋島裕文君） 5 箇所は、どこなんかって聞いておるんだけど。補正の。

議長（矢内作夫君） ああ、そうか、そうか。はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 5 箇所はですね、山田、口長谷、庵、奥金近、本郷です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君「もう 1 点」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、課長は、聞いておって、100 箇所から聞いておるということでね、確かに、どの議員も、この声は、回られてお聞きになっていると思うんですけども、そういう 100 箇所の状況を聞いていてね、それはもう 1 年では、もう、とてもじゃないけど、来年度できないということになると思うんですけども、これを、どう計画的にね、進めていくかという点では、今後の方針を含めてですね、担当課の意向を聞いておきたいんですけども。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 数字はちょっと、100 箇所かどうか、あれなんですけれども、先ほども、ちょっと申しましたようにですね、年 2 回、治山課の方からですね、まあ、計画ですね、を上げるということを、要望を上げるということで、年 2 回、定期的にこう、上げているわけです。その中ですね、常に、その今言った要望箇所をですね、上げております。

それで、この要望箇所についてはですね、地元から聞けばですね、それで、こちらが確

認できればですね、県の治山課と共にですね、町の職員が、現地を確認をしてですね、この事業は、県営でやっていただく事業、これは、県の補助をいただいてですね、町でやる事業ということ、区分けしてですね、調書に計上して上げさせていただいております。

だから、数が多いものですから、1年や2年でこう、片付くというものではないと思います。これからも、年度ですね、継続的にこう、要望して行ってですね、予算の範囲内ですね、対応していく。まあ、県の方もですね、治山治水ということですね、重点施策に上げていただいておりますので、そういう中で対応はしていきたいというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 38ページの河川総務費で、土木費のね、物件移転補償金の6,700万円の、ちょっと説明をお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この6,700万につきましてはですね、まあ、秀谷の残土処分地の立木の調査を実施したところですね、金額に6,700不足がありましたので、用地費の方から流用させていただいております。

〔井上君「ああ、秀谷の。あの物件移転の、家屋のじゃないんですね」と呼ぶ〕

建設課長（上野耕作君） いえ、ないです。

〔井上君「はい、了解」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡議員。平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） いいですか。すみません。ちょっと、24ページ、一度回答いただいた分で、賃金の1,230万の予算について、回答がありましたけれど、その回答について、内容的に、ちょっと資料というか、出していただけませんか。先ほどの説明では分かりにくかったので。お願いできますか。

議長（矢内作夫君） 人件費、出るか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 資料と言われますと、その 1,230 万の算出の根拠となるものということですか。

〔平岡君「はい、そうです」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） その、私の説明では、足らなかったでしょうか。

当初予算で、この予算を組むのは、ご存知のように、人の配置、職員も含めてですけども、この時期に、予算を組んでいきます。で、実際に、年度が始まるのは、4月以降ということで、特に、臨時職員等につきましては、年度、保育士の臨時職につきましては、非常に異動が多いという中で、主たる原因は、その保育士が、4月以降、採用したことが大きいということですので、後は、それぞれの過不足を調整させていただいてますので、その説明では、不足でしょうか。

〔平岡君「ですから、保育士の、その関係は」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） ああ、はい。

は、その 1,230 万の金額でいくら。そういうふうに、金額的な、積み上げてきた結果、こういう形になっているんですけど、それぞれの内容について、詳細をお願いしますという質問です。

議長（矢内作夫君） 出せるんか、出せんのかだけ。

総務課長（坪内頼男君） そしたら、その金額的な面も、要因を、金額的に調べまして、後ですけれども、報告させていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 24 ページ、同じく 24 ページの母子父子福祉費のところ 150 万円、母子家庭等医療費なんですけども、これの、ちょっと説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 失礼しました、この母子医療の助成ですけども、150 万円、今回、補正させてもらっております。当初、900 万円ほどみておったんですけども、現状で、10 月までの推移を見てみますと、月だいたい 83 万ほどということで、この状態でまあ、3 月まで見込みますと、まあ、不足額を計算していきますと、144 万ほど不足するというので、今回、150 万円を計上させてもらっております。

11 月末現在で、医療費の対象になっています母子共に 411 人ございましたので、このままでいきますと、そういう形で、後 150 万ほどが、3 月までに不足するというので、150

万円の追加予算を計上させていただいております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これ、ちょっとお聞きしたいんですけども、父子手当というのは、今度新しく、創設されたんですけども、この医療費の方は、母子だけなんですか。どんなんですか。そこら。父子は、全然関係、医療費の場合は、関係なかったんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 私も、ずっと母子家庭、母子家庭というような形で、ここに出ておりますので、ちょっと父子家庭の方も、ちょっと調べさせてもらいます。はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 父子家庭の場合は、何ですかね、国会で決まったんは。手当、母子手当でしたかね。8月か9月ぐらいまでに申請をせよという。あれ、何でしたかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 父子手当ですね、父と子ですよ。そのことを、おっしゃっておるんですね。

〔井上君「父子手当やね」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） 父子手当ですね。えっ。

議長（矢内作夫君） 父子手当ということですね。父子手当と言われんです。

健康福祉課長（野村正明君） 父子手当とおっしゃっておるんですね。はい。

それは、今、議員おっしゃっておるように、国の方で決まりまして、私とこの方で、申請したいなんを上げられましてね、県の方へ上申はしております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 何人いらっしゃいました。町内。

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） ちょっと、はっきり覚えてないんですけども、一桁であるんは、間違いのないと思います。また、後ほど、調べてご報告します。

議長（矢内作夫君） じゃあ、よろしい。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 35ページの15のあれで、これ鍋島さんが最初の頃に聞いた部分と同じことになるんですけども、あれもう受付は終わっておるわけですよ。商工業振興費のんでね。それで、1,500万で災害対策融資利息補給金で、150万円ついておるんですけども、これ元々は、4億円の融資で、利息がこれで、1.3パーセントで、県が3分の2、町が3分の1の6件でいう部分だったんだけど、そこまで決まっておって、何で、漏れておったんかとかいう説明、鍋島さんの時されておったと思うんだけど、3ページの時の質問にね、そうですね。3ページの説明の時に、そういうふうにされたと思うんだけど、これ、4億円の額が決まっておって、僕が間違えておたらごめんよ。4億円が決まっておる中で、利息が、元々、520万円ついておったんが、150万円余分につくということなんか。

それか、逆に、4億円が、そうじゃなくして、もっと金額が増えたのか。この4億円が間違えておるのか。僕の説明が、質問が、間違えておるのか、ちょっと、そこらへん、ちょっとお願いしたいんです。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 今、災害対策の利子補給の関係でございましたけれども、今、山本議員がおっしゃっておりますのは、4億円の1.3パーセントということで、それにつきましては当初予算ですね、当初予算に置かしていただいた数字でございまして、12月2日現在では、借入金総額につきましては、9億7,830万といったような状況でございまして、

〔山本君「ちょっと待って、9億、何ぼ」と呼ぶ〕

商工観光課長（前澤敏美君） 9億7,830万ということで、71件のですね、申請をいただいております。

そういったことございまして、まあ、現段階におきましてもですね、申請が、ちょっと遅れておったとか、忘れておったとかいったような形ですね、申請が出て参っておる

ような状況でございます、

〔山本君「おかしいやん」と呼ぶ〕

商工観光課長（前澤敏美君） その見込みといたしましてですね、150万円をですね、補正をさせていただきますということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） それ3ページで、鍋島さんに説明した時の答弁と違うんじゃないの。鍋島さんが3ページの時で聞いた時には、もう締め切っておると言ったよ。受付。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） それはですね、融資実行が、この22年の3月31日までのものということで、融資実行については、既に締め切られておりまして、締め切られたものについて、利子補給をしていくということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） えっ、ということは、ここまでは締め切っておるけども、後は、続きようということ。そういうふうにとったらよろしいか。ちょっと、僕、ちょっと違うことと言いようかもしれへん。ちょっと、意味が、よく理解できん。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） お金を借りるのが、

〔山本君「うん、俺、あんまり借りたことないで、よう分からん」と呼ぶ〕

商工観光課長（前澤敏美君） はい。

この昨年のですね、災害以降の、8月のですね、14日から、今年の3月31日までの間にですね、金融機関からお金を借りられた方。その方がまあ、対象となるわけでございます、22年度なり、あるいは23年度、25年度まで、その利子補給をしていくということで、その利子補給分を、今回、150万補正をさせていただいておるということでございます。

〔山本君「いやいや。もう、数が合わないな。3回したんかいな。結局、それは、520万で計上しておいたものじゃないのかなと思うんや。それは、そんな計算というのは、元々、分かっていたと思うんや」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） ええんか。立って。
いや、ごめんね。

これ、それ、520万で、当初予算で520万で計上しておいた分とは、違うわけなん。という話やな。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 当初予算におきましてはですね、4億円という借入総額をですね、そういうふうに見込んでおきまして、520万の当初予算を置かしていただいておりますけれども、

〔山本君「4億円でね」と呼ぶ〕

商工観光課長（前澤敏美君） はい。

実際の、12月2日までの借入についてはですね、9億7,800万余りというふうなことで、実際には、多かったわけですね。借入が。

〔山本君「ああ、ああ、実際多かったんやね」と呼ぶ〕

商工観光課長（前澤敏美君） はい。ですから、当初、見込んでおいたものよりも多かったというふうにご理解をいただいたらと思います。

議長（矢内作夫君） 4億で9億やさかいに、無茶苦茶なん違うんかいな。

〔山本君「そうそう。合うわんのやな。聞いたらええか。もう1回」と呼ぶ〕

〔高木君「同じ問題（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔山本君「ええか。3回になるで、聞きにくいな思うけど」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） これ4億円で、520万で、9億7,000になって、何で150万の追加なんか。誰が、どう見ても意味分かん。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 申し訳ございません。

それですね、ただ、利子補給する限度額というものがございまして、例えば、1億円借りられておりましたも、2,000万という利子補給の対象限度額がありますね。そういうふうになってございますので、9億という借入総額がございすけれども、実際、利子補給の対象になる額というものは、もうす少しこう、下だというふうに、（聴取不能）。

議長（矢内作夫君） そのことを言わなったら分からんな。
分かりましたな。

10番（山本幹雄君） はい、まあ、一応。はい。

議長（矢内作夫君） もうよろしいか。これで。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 岡本議員が、ちょっと先に聞いたんですが、確認のためにお聞きしたいと思います。

議長（矢内作夫君） ページ数は。

4番（敏森正勝君） 30ページの農業振興費の中山間地域直接払制度の推進事業なんですけど、先ほどまあ、40集落というような話もあったわけなんですけれども、先般、農水省が2011年度に予算概算要求で示した制度の見直しを批判する緊急声明を公表したというようなことを書いておりました。

その中身なんですけど、批判の論拠といたしましては、まあ、3点ほどあるわけなんですけれども、その1点の中に、3期対策。まあ、5年を1期としての3期対策が、まあ、今年から始まったばかりなんですけれども、その途中での方針転換があるというようなことで、その方針転換をした中身に対して、申請内容に問題はなかったのかな。どうかなと。該当集落の申請内容に問題はなかったのかなということ、ちょっとお聞きしたいなと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 1期から、平成12年からですね、1期。それから、17年から2期ですか、始めてですね、22年から3期目になってます。まあ、その間ですね、いろいろと国の方でもですね、会計検査等でですね、中山間直接支払の傾斜分とかですね、それから、1団地としての取り込み方というのがですね、いろいろと問題になりました。それで、3期からはですね、そういうものを再点検をしてですね、修正をしていくという、まあ、取り組みをしてきたわけです。

今、議員言われるようなですね、問題というのは、そういうものですね、全国でも見られたということがあってですね、この3期からは、そういうですね、中身ですね、点検というのをですね、十分にするという指導はありましたので、今回、22年度から本町が取り組む、先ほど言いました40協定の中においてもですね、そういう傾斜というのは、特に、重要になってきますので、そういうのは、職員とも一緒に出てですね、測量をしてですね、確認をしながら、その対象地域をですね、絞りだしたと。

で、その中ではですね、どうしても外れる区域がありましたので、そういうものは、話し合いでもってですね、除外をさせていただいたり、それでまた、逆に追加になる箇所もありました。そういう取り組みは、させていただきました。

今、言われるような問題というのは、そういう、今まで10年やってきた中でですね、そういう、一番最初は、平成12年は、年度末から始まりましたので、もう、そういうのが確認できなくてですね、取り組んだということもあった。全国の中ではあったようです。そういうものが問題になってですね、そういう取り組みで、今回、3期目についてはですね、そういう精査は、全国でもやったというふうに思っておりますし、うちの方でもやらせていただきました。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 37ページお願いします。道路新設改良費の関係で、負担、補助金
の関係です。1つ、私道整備事業補助金が、当初、94万で、今度、補正100万円という
ことで、私道、2分の1補助の事業だと思えますけども、この内容説明、件数と、どこの
箇所かということ。

それから、2つ目に、この私道整備の関係で、私道舗装を95パーセントですね、あれ
の状況を、件数、できたら旧町別に分ければ、それも合わせて、この際、報告願いたいと
思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この私道整備事業補助金につきましては、まあ、議員が言われたと
おり、2分の1の補助ということで、実施する事業でございます、この分につきましては
は、本位田乙ということで、1件、急傾の関係ですね、うちが実施した箇所の部分につ
いて、私道整備の補助の申請があるので、その分、対応するというところで計上させていた
だいております。

それと、舗装の件でございますけれども、この分につきましては、町の方が実施する
ということで、負担金は5パーセントいただくと。で、21、22ということで、当初計画して
おった分を、1年繰り下げて、22、23で実施していくというような形で、今、進めており
ます。できれば、年度内にやりたいということで、今、職員の方に、指示を出して、今、
精査しております。

で、申請件数でございますけれども、旧町単位は、ちょっとこらえていただいて、今、

11 自治会の方から 21 件ということで、受けております。これにつきましては、詳細については、また、地元の自治会の方とも、再度、詰めていくということで、実施していきたいというふうに考えております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番(山本幹雄君) 50 ページで、社会教育の災害復旧費の中で、工事請負で 935 万 4,000 円が赤なんですけども、ああ、赤言うてマイナスなんです。これは、ちょっと、内容をお願いしたいんです。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福本美昭君） あの、この部分につきましては、上月のあの、体育館の外にあります、あの自家発電の装置でございまして、災害によりまして、水で浸かり、動かなくなりました。その取り替える工事の委託の関係と、工事請負の関係です。

で、会社の方からいただいておりました、その見積というのが、1,200 万ほどかかるとのことだったんですけれども、現実のところ、まあ、委託をさせていただいた、調査設計の方でしたら、最終的に工事の金額が、264 万 6,000 円ということになったんですけれども、その分の差額が、935 万 4,000 円ということで、上が、その設計の残と言うんですか、の分で、工事の関係の分の残が、下に記入させていただいたということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 見積が、無茶苦茶やな。なっ。まだ、2 割、3 割低いんならええけども、1,200 万円のが、お前、これ 930 言うてな、ちょっと無茶苦茶なんやなという部分と。

まあ、元々、この自家発電の部分、まあ、上月体育館の災害でっていう部分を、当初の中に出ておったんで分かっておったんだけど、まさか、こんなに要らんようになったという部分があったんかなという部分があったんと。

もう 1 つ、ちょっと違うんかも分からんし、これ名目ではないんだろうけども、上月体育館の場合の冷房、体育館が、まあ、クーラー効きよったわけだね。で、今回、あそこ直してないわけですよ。で、暑くても、皆、例えば、ビスラや何や言うて、暑い中でも、今までだったらクーラー効いた中で、あの広い中やから、そんなには効かんかも分からんけども、効いた中で、できておったんが、今回、非常に暑い中で皆さんやってるし、で、今年なんかだったら、特に、その、何言うんですかね、熱中症なんかで、皆さん、心配されながらやられておったと思う。あの柔道もやったんだけど、一番心配したんが、ちょっと涼しいなとったんにしても、その熱中症、どうなんだろういうのを、始まるまで、ずっと心配しながらやりました。

で、こういう形で、元々の項目が違うんかも分からないんだけども、同じ体育館で、工事費が浮くという、そういう中で、計上してあるんだったら、クーラーの、ね、壊れた部分を直すというような方向性ができなかったのか。できないのか。そこらへんを、ちょっと伺いたいな思います。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福本美昭君） はい。金額のこの、工事請負の差につきましては、ちょっと、こちらの方もびっくりしている状況であります。それにつきましては、安く終わったということでご理解をしていただきたいと思います。

それから、体育館の中のエアコン関係につきましては、確かに、それを聞きまして、直す必要があるのではないかなというようには思いましたけれども、実際のところ、その使用の頻度というのが、本当に数が限られておるという中で、使われていないのであれば、その直すことについては、それは、しなくてもいいんじゃないかということで、もう大会が、1つ、2つあるというぐらいの程度の報告でありましたので、そういうことで、周知をさせていただいております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 大会が1つか、2つか分かりませんが、やっぱりあの、夏、暑い中で、体育館、本当に一生懸命やろうと思えば、そういう今年なんかだったら、まあ、来年はどうなるか分かりませんが、今年みたいな暑い状態の中で、もし、何かあって、万が一の場合があったりしたら、大変なんで、そういったことも、考えてもらいたいなと思いますけども、ちょっと、話が横へそれたんで、これは、これだけにしておきます。はい。

議長（矢内作夫君） 他に、ないね。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第102号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第102号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第102号、平成22年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 . 議案第 103 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について

議長 (矢内作夫君) 続いて日程第 2、議案第 103 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔 笹田君 挙手 〕

議長 (矢内作夫君) はい、笹田君。

8 番 (笹田鈴香君) まずですけども、6 ページですが、出の方からいきます。保険給付費の補正前の額、今回の補正額が、1 億 4,500 万円となっております。で、昨年、21 年度と比べても、この補正額が多いんですけども、その理由、増えている理由はなぜかということをお願いします。

〔 住民課長 挙手 〕

議長 (矢内作夫君) はい、住民課長。

住民課長 (谷口行雄君) ええっと、この療養費の一般で、1 億 4,500 万追加しております。まあ、これにつきましては、現在も同じですけども、実質、10 月までの実績見込みでございますけども、まあ、いろいろ医療関係に、病院に行かれる方が増えているという状況が見えております。そういう形で、実績額に基づきまして、今後の見込みを立てましたところ、1 億 5,000 万円が不足するということで、まあ、これもあくまで、まだ 3 月までの見込みの概算でございます。そういうことで、長期の入院とか、通院の患者の方が、高齢者の方が多くなっております。そういう形で、見込みを立てまして、1 億 4,500 万を、今回、計上させてもらっております。

〔 笹田君 挙手 〕

議長 (矢内作夫君) はい、笹田君。

8 番 (笹田鈴香君) まあ、高齢化ということもあるんでしょうけども、とにかく病院を使われる人が多いように思い、今の答弁でもありましたけども、それでは、この、特に、この療養諸費ですね、どちらにしても、金額的にも増えておりますが、特に、この、病院に掛かっている、病名と言うんでしょうか、そういうものは、どういうものが多いのか、分かれば教えてください。

〔 住民課長 挙手 〕

議長 (矢内作夫君) はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 私も、病名は、よく分からないんですけども、若干、担当者に聞きますと、まあ、精神の病気で、例えば、精神の病院言うたら、揖保川とか、そういう所、まあ、長期に長くこう、入られる方、こういう方もおられます。また、がんの患者さんとか、人工透析の患者さん。まあ、それも含めて、まあ、病名というのは、詳しく、私も分かりませんけれども、そういう、大きな点では、そういうところの方が、長期の通院とか入院とかによって、まあ、医療費が高まっているんじゃないかなということ聞いております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 103 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 103 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 103 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 104 号 平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3、議案第 104 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） 議案第 104 号、平成 22 年度後期高齢者医療特別会計補正予算の反対討論を行います。

本議案は、38 回臨時議会で可決した町職員の給与と期末手当の引き下げ条例に伴うだけ

の補正です。町職員は、昨年も大幅に給与の削減をされた上、災害救助での時間外手当も返上したわけで、更なる、町職員の給与と期末手当引き下げは、職員の意思を削ぐものであり、佐用町の地域経済にも、当然大きな影響を与えるものです。

以上の理由で、本議案に反対します。

議長（矢内作夫君） 賛成討論ありますか。はい、ないようですので、これで討論を終結をいたします。

これより議案第 104 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 104 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、多数です。よって議案第 104 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第 1 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 . 議案第 105 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 4、議案第 105 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 2 号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番(鍋島裕文君) じゃあ、5 ページと 7 ページの関係ですけども、5 ページに町債で、これは本町、初めてだと思えます。例の県の基金である財政安定化基金からの貸付を今回補正するという措置がされています。

それで、この内容で聞きたいのは、当然、一般財源が足りなくなったという、財政上のことは分かるんですけども、この償還についてはね、つまり償還期限と、それから、償還の手立てについては、どのように考えておられるのか、それを、まず伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長(野村正明君) 今回の補正 9,000 万ほどさせていただいておるんですけども、逐次ですね、その項目ごとに、いわゆる介護関係の給付費、いわゆる、その、支出の方ですね、いろいろなサービスですね、これがですね、これまず、おさえておいて欲しいんですけども、毎年ですね、1 億ぐらいつ伸びて、伸びておるといふ表現がいいのかどうか、分かりませんが、1 億ずつ、6 パーセントから 7 パーセント増えてございます。そういった状況の中で、今、議員さんもおっしゃいましたように、5 ページのですね、まず、基金繰入金、この部分について、介護給付費準備基金繰入金、あるいは介護従事者処遇改

善臨時特例基金繰入金、こういった部分です、平成 21 年度、これ 4 期ですけども、手当てをして、概ねですね、やりくりをしておったし、していきたいんですけども、何せ、先ほど言いましたような伸びが、非常にこう、当初の基準値からですね、上回っております。そういった状況の中で、基金繰入金の、特に、20 番については、ご存知のように介護報酬の改定に伴うものですから、これは額は 1,000 万ということで、それを 3 年間で、応分、だいたい充てていくと。これはまあ、さわれない部分があるかと思えます。

問題は、過去ですね、剰余金でありました介護給付費の準備基金繰入金なんですけれども、これがですね、21 年度末で、確か、3,300 か 400 ほどあったと思うんです。ところが、これを、22 年度に、やはり繰入れするということになりますと、しなければならない部分もあります。そういう状況の中で、残りがですね、1,500 万、600 万ぐらいになる見込みなんです。今のところ。給付費が増えてますからね。それで、それを今回、例えば、今、ご指摘の安定化基金、これを借らなくて充てるということになりますと、今、言いましたように、ほとんど底をつくということなんで、窮余の策なんですけども、今回、ご指摘のように、初めてですね、この安定化基金に、貸付金として、お世話になろうというふうに決断をさせていただきました。

これですね、返済なんですけども、これについては、今度、第 5 期がございますね。24 年度から、向こう 3 年間、当然、3 年間ですけども、この中で、返していくということでお約束をしなければならないというふうに思っております。それと、利子については、こういった時の窮余策でございますので、無利子というふうに聞いております。聞いております言う内が、無利子でございます。ですから、24 年度以降の第 5 期の 3 年間で返していくということは、当然、保険料の中にですね、組み入れていかなければならないというふうになるかと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） いや、ちょっと確認したいんですけど、私が、聞いておったのは、その借りた年度、その期限内ね、つまり今、4 期だけでも、4 期で借りたら 4 期の内に返しなさいと。で、その期をまたぐのであれば、利息つきませというものが、この基金の制度だったというふうに思っておるんですけど、そうじゃなくて、5 期の 3 年間で、利息なしで返せるという、これ確認ですけど、間違いありませんね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 一応、担当の方に確認しましたら、そういう答えでございましたので、当然まあ、県の方に確認していると思っておりますので、再度また、確認をさせていただきます。

先ほど言いましたように、5 期の中で、3 年間で返していくというふうに理解をしております。

議長（矢内作夫君） 7 ページいうこっちな。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） その元になっている 7 ページなんですけども、在宅介護サービスが、補正で 7,200 万ということですね、かなり増額されてきております。これらの、それぞれ、内容分析は、どのようにされているのか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） ちょっと、内容については、一概に言えないんですけども、通所デイとか訪問入浴等々ですね、いろんな各分野、各般にわたってございますので、また、資料等必要でありましたら、後ほど、お知らせをさせていただいたらなと思いますけども、お許しいただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、他には。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 105 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 105 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 105 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 2 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 106 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 5、議案第 106 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 3 ページなんですけど、短期宿泊事業に 13 万 7,000 円と、短期宿泊

事業費食事代2万7,000円、これの内容説明をお願いしたいのと。

次のページの4ページですが、臨時職員の賃金40万円の増。これの説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 短期宿泊事業につきましては、一番分かりやすい言い方したら、昨年、災害がありましたね。その部分で、まあ、どうしてもこう、家に帰れないような状況の方をね、一時預かるというふうな部分でございまして、これが、当初予算で考えておったり、増えたという部分で、増える見込みでもあるということと。

それから、災害関連で、まだ4月以降もですね、いらっしゃった方も、若干、伸びておったとかね、そういった部分を精算させていただいておる部分でございます。

それから、それはええんでしょ。

議長（矢内作夫君） 賃金、一般管理費の賃金。

健康福祉課長（野村正明君） あっ、はい。2万7,000円につきましては、そういった方々の食事代は個人、個人負担になってますので、それを朝霧園の方が受け取るということでございます。

〔笹田君「臨時職」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） あの、賃金につきましては、総務財政の方と調整しとんですけども、宿直代行員がですね、の賃金が増えたというふうに理解をいたしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、短期の分は、分かりました。延期されたということなんですが、延期された人がいたということですが。

ええっとね、この臨時職員なんですけども、今、夜勤の体制が、どうなっているんでしょうか。まあ、職に就かれて、で、やっぱり2人体制だったとおもうんですけども、その後、人数は増えたのかどうか。で、2人の場合、その夜がね、いろんなことがあって、まあ、例えば、病気になるとか、夜の方が、結局、発生しやすいということで、職員が大変やいことを聞いておったんですけど、まあ、人数が増えたのか、それとも、一時的な、本当に短期的な臨時というか、職員なのか、そのへんをもう少し詳しくお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 議員もご心配していただいておりますように、今、あそこは、

50人定員なんですけども、ほぼですね、定員に近いような、48、9人ぐらいで、常にあの、入っておられます。当然あの、どう言うんですか、お年寄りの方ですからね、概ね、おっしゃるように、夜のね、若干のこう、やっぱり落ち着かない方とか、ゆっくり休めない方の、そういった方も、お預かりしてますので、特に、宿直の方の位置付けというのは、非常に重いんですけども、概ね複数の方で、常に、注意払いながらね、他の職員もいるんですけども、1名増えたという部分の増額でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。
はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第106号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第106号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第106号、平成22年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第107号 平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6、議案第107号、平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、
〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 多分そうかと思うんですが、確認のためにお尋ねしたいのですが、3ページの工事負担金ですね、15目です。これの内容内訳と。
それから、4ページですが、水道管移設補償費、その説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） それでは、お答えします。

まず、負担金の方ですけども、工事負担金、これは、宅地造成に伴います工事負担金でございます。高校官舎の部分の宅地造成に伴いまして、布設延長が、管路延長が 150 メーターで 75 ミリの硬質塩ビ管を設置する予定の、これの工事負担金です。

それから、その次のペーシ、雑入の水道管移設補償費、これにつきましては、県の方が、残土処分地を、大畑いうんですか、三ツ尾の所に残土処分地を予定しております。それに関連して、町道の、町道大畑線の縦断を切り下げる所がございます。その部分の補償費として、補償工事として、工事するんですけども、それが仮設では、延長が 120 メーターで 50 ミリのパイプを設置する予定しております。最終的には、延長 105 メーターで、口径 75 ミリの塩化ビニルパイプを設置するようになっております。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

はい、他に。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 107 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第 107 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 107 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 議案第 108 号 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 7、議案第 108 号、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 108 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 108 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 108 号、平成 22 年度佐用町
特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のと
おり可決されました。

日程第 8 . 議案第 109 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）
の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、議案第 109 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理
事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、4 ページお願いします。農集の現場管理費の関係で、測量
調査設計委託料ということで、当初、2,500 万円、100 万円、今回補正でありますけども、
農集の低コスト化を進めるという説明をお聞きしておるんですけども、どのようなね、
どのような低コスト化の設計をされているのか。本町の農集、全施設に対して、されてい
ると思いますけれども、その内容を含めて、この 100 万円の増額内容を説明願います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） それでは、お答えいたします。

この農集の低コスト化事業ですけれども、これにつきましては、農集区域全地域の事前調
査を行いまして、その事前調査の結果に基づきまして、老朽化の推定とか原因を調査しま
す。それから、まあその、将来への、劣化の予測とか、そういう作業を進めまして、施設
ごとの機能保全計画いうのを作成します。それによりまして、全体の整備構想の策定をす
るということで、将来的にこう、更新とか修繕とかが必要になってくるんですけども、
それをいかにこう、少なくするかということの計画を作成する事業です。

それで、100 万円の増加につきましては、これ当初、すべての地域について、地域言う
んですか、区域を全部するわけではなしに、一部を予定しておりましたので、追加区域、
追加をして、マンホールポンプとか、それから管路の延長等が増えております。それに対
して、100 万円の変更を予定しております。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

16 番（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 109 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 109 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 109 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 110 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9、議案第 110 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 110 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 110 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 110 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決

されました。

日程第 10 . 議案第 111 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について

議長 (矢内作夫君) 続いて日程第 10、議案第 111 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長 (矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長 (矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 111 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 111 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長 (矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 111 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 11 . 議案第 112 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について

議長 (矢内作夫君) 続いて日程第 11、議案第 112 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長 (矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長 (矢内作夫君) はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 議案第 112 号、平成 22 年度歯科保健特別会計補正予算（第 1 号）の反対討論を行います。

本議案は、先の 104 号で述べましたように、町職員の給与と期末手当の引き下げ条例に伴う内容だけの補正内容ですので、私は、反対します。

議長（矢内作夫君） はい、賛成討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 112 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 112 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 112 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第 1 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 113 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 12、議案第 113 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） これ、長尾の高校の官舎跡ということですけど、面積がですね、いくらであって、単価いくらで買われたんか。そして、今度、売却される時に、何区画できまして、何ぼぐらいな単価いうんですか、ほ場整備した。あの、整備した後ですね、そこらへんについては、どんなんか、ちょっと説明願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まず面積なり単価の問題でございますけれども、売買につきましてはですね、実測によっての面積ということになってございます。高校のですね、官舎の、旧官舎の跡地が、平米 3 万 600 円ということで、個々の土地につきましては、既にまあ、実測が終わって、地籍更生もされておりまして、面積は 571.58 平米ということになってございます。

それから、その裏側にございます実習田につきましては、まだ実測ができておりません。今後の実測ということになります。公簿面積におきましては、806 平米ということですが、やはり縄延べがあるうというふうに見込んでおります。平米単価につきましては、9,450 円ということでございます。

で、区画数につきましては、まだはっきりをいたしておりませんが、5ないしは7つか8つ、5から7つ、8つぐらいの区画になるのではないかなというふうに想定をいたしております。

販売単価につきましてもですね、当然まあ、今後まあ、工事をやっていきます段階で、落札率等の問題もございまして、入札減も発生して参ろうというふうに見込んでおりますので、まだ、はっきりは分かりませんが、近隣等のまあ、売買事例、そういったものも参考にしながら、できるだけまあ、安価な単価というような形で取り組んでいけたらというふうに考えております。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、委員会への報告はあったみたいなんですけども、該当委員会じゃないんで、岡本議員に次いでお伺いします。

まず、提案説明にあった、いわゆる川原町の方、含めてですね、そういう移転地を求めね、声が寄せられているというのが、提案説明にありました。町として、どのくらい、そういう声をね、聞いておられるのかという内容。

それから、2点目に、今、官舎3万600円。実習田、田んぼ、平米9,050円という単価説明があったんですけども、まあ、町長説明されたように、県の競売という予定だったのを、購入したということなんですけども、その場合に、結局、競売にすれば、実態としては、もっと安く買えたのにと、そういう点ではね、町は、どのように考えておられるのか。この2点、伺います。

議長（矢内作夫君） はい、これは。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、建設課長。はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） ちょっと、待ってくださいね。まあ、あの、今、県の方で、鋭意河川改修について、用地の立会、それから補償の調査等を、今、進めていただいておりますわけなんですけれども、河川改修の説明会のおりにおきましてですね、いろいろとまあ、その、物件等かかるところにつきましても、いろんなまあ、意見を聞いておるわけなんですけれども、特にまあ、こういう川原町みたいな、その市街地におきましては、当然その、代替地の部分につきましても、その土地だけというようなこともありまして、まあ、なんとか町の方で、どこか斡旋して欲しいというような意見が、出ております。まあ、他のところにつきましてもですね、まだ、用地の補償について、入っておるわけなんですけれども、最終的な、具体的な交渉につきましては、これからというような状況でございまして、まあ、そういう意見も、これから多々出てくるかということも考えられます。それにつきましてはですね、当然、うちと、それから県とですね、まあ、地元と、中に入ってですね、調整していきたいという中の一環として、まあ、川原町、特に21戸の、今回、対象になっておる戸数もございまして、まあ、特に、ここの部分につきまして、そういう声が大

きかったということで、宅地造成して、町と取り組んでいる部分の一環としてですね、そこを、今回、計画したということでございます。

議長（矢内作夫君） 今の要望は、どれくらいあるかいうて言うとなや。

建設課長（上野耕作君） 数につきましては、具体的に何戸というようなことは、まだ、分かりません。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 単価の問題でございますけれども、これにつきましては、県の方ですね、不動産鑑定というふうなことで、こういった単価が提示をされておりますけれども、議員おっしゃいますように、やはりいくらかでもですね、安く買いたいという思いございまして、これは、県の、現在、教育部局から土木部の方の所管に移っております、用地課の方にも電話を入れましてですね、できるだけ、まあ、安価な方法で、分けて欲しいというふうなことで、要望もいたしております。そういったことで、できるだけまあ、現状の単価からですね、下げてもらえるようなことで、更にまあ、お願いをしていきたいというふうに考えております。

〔町長「違うがな」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、公売でされるということですね、競売に付されたと。それをまあ、町が直接購入すると。まあ、それは競売にしたら、もっと安くなるんじゃないかというのが、まあ、鍋島議員のお話でしたけれども、これは、最低価格が3万600円という形がして、それ以上でなければ、落札しないということになっていますから、県が、そういう、して、最低価格で、町が購入するということでもありますので、競売にしたからといって、それ以上、安く買えるということではございません。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11番（大下吉三郎君） 同じ、久崎地区もですね、7件ぐらいが立退きということで、今回してあるわけですがけれども、そのあたりについての、地権者ですか、その要望なり希望というのは、町の方は、お聞きしておるんでしょうか。まあ、できればですね、まあ、どうい内容、まだ、私も、何人かには当たってますけども、まあ、よそへ出て行こうか。また、町が斡旋してくれるのであれば、どこかいい土地が、久崎地内でないかというような

話を聞いておるんですけども、そのへん、どのように受け止めておられますでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 久崎地区におきましても、今、議員ご指摘のように、数件の方が、今回支障になっておるということで、現在まあ、先ほども申しましたけども、まあ、物件の調査、それから単価の方も発表させていただいてですね、個々に交渉に入っておるわけなんですけれども、まあ、そういう形で、数人の方がですね、まあ特に、笹ヶ丘の下流、4戸ほどかかるわけなんですけれども、その部分につきましては、何とか、土地についてもいう相談は、聞いております。最終的にはですね、これにつきましても、当然、代替地として、行く場所、それから、単価等、そういうことにつきましてね、個々に、また、細部詰めて行って、最終的には、合意の中で進めていくというような段階でございまして、具体的にどこということとは、まだ、今のところは、まだ、申し上げられないような状況でございまして。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。
他に。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 113 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 113 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 113 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 13 . 議案第 114 号 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 13、議案第 114 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 114 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 114 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 114 号、平成 22 年度佐用町
農業共済事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出については、原案のとおり可決されま
した。

日程第 14 . 議案第 115 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 1 号)の提出につ
いて

議長(矢内作夫君) 続いて日程第 14、議案第 115 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計
補正予算案(第 1 号)の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、笹田君。

8 番(笹田鈴香君) 7 ページでお願いします。他会計補助金のところで、補正額が 300
万 4,000 円ということですが、その備考欄には、高料金対策費追加額とか、基礎年金こう、
次々、子ども手当など書いてあるんですが、これらの内訳と、その高料金対策費ですね、
その補助金の関係は、国からの補助金の関係が、現在どうなっているかお尋ねします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) 上下水道課長。

上下水道課長(野村久雄君) お答えします。他会計補助金ですけども、まず最初に高料金対
策の一般会計繰入金ですけども、これは、平成 20 年度の、前々年度ですね、その時の、
資本費から基準額、今まで、今年度、ちょっと基準額が変更になりまして、172 円から 167
円に変更になっております。それによります繰入額の増額となっておりますけども、平成
20 年度の資本費が 201.04 円です。それで、今度、172 円から 167 円に変更になって、5
円下がりましたので、それから、167 円を引きまして、それに有収水量、結局、料金とし
ていただいております有収水量ですけども、これが 59 万 7,620 トンございます。それにより
まして、予算額よりも 298 万 9,000 円増額となっております。

それから後、基礎年金の拠出分ですけども、これにつきましては、金額の変更で、1
万 8,000 円の増額。それから、子ども手当につきましては、6,000 円の減額。それから、

すいません。児童手当につきましては、6,000 円の減額。それから、子ども手当につきましては、3,000 円の増額ということで、トータルで 300 万 4,000 円の増額の補正をさせていただきます。

それと、それから、高料金対策の関係の国からの補助ということですが、私も、ちょっと、聞き覚えの記憶ですけども、高料金対策費の 50 パーセントが交付金として、繰入れられるということを聞いておりますが、ちょっと、私、そこまでしか、ちょっと今のところ覚えておりません。以上でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まあ、よその例ですけども、小矢部市というんですか、そこなんかは、削減をされたために、高料金対策の、その金額が減ったのでね、水道料金が引き上げられないかというような心配があったということを聞いているんですが、佐用町も、例えば、そういったことで、補助金が減った。それでまた、一般会計からの繰入も減ったということになれば、引き上げにならないかという心配があるんですけども、そのへんは、引き上げということはないと思うんですが、どのようにお考えになってますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） お答えします。先ほど、説明した中で、高料金対策の金額は、逆に増える方でございますので、基準額が減りますと、逆に、繰入額は増えておりますので、金額としては、全体としては増えることになります。

料金の方は、私が言ってもよろしいでしょうか。

水道料金につきましては、私、

議長（矢内作夫君） どうぞ。

上下水道課長（野村久雄君） ああ、よろしいですか。

現在、先の水害で、町内の方が、非常に多くの方が、被害を受けておられます。それで、非常にこう、経営的には、この決算の収支の見込みを見ていただいたら分かるんですけど、非常にこう、赤字の経営となっておりますけども、近年、災害で非常に多くの方の被害を、多くの方が、被害を受けておられますので、直ぐにこう、引き上げというのは、こう、しにくいんじゃないかと考えております。

議長（矢内作夫君） はい。12 時が過ぎますけれども、このまま会議を続行しますので、よろしくをお願いします。

他に、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします

す。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 115 号を、採決します。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 115 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 115 号、平成 22 年度佐用町
水道事業会計補正予算案(第 1 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

議長(矢内作夫君) 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
次の本会議は、13 日、月曜日、午前 10 時からの開会とし、一般質問を行いますので、
ご承知くださいますようお願いをいたします。
本日はこれで散会します。どうもご苦労様でした。

午後 0 0 時 0 0 分 散会
